

小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第7号

小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小牧市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小牧市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（小牧市災害弔慰金等支給審査委員会）

第16条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、小牧市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員5人以内をもつて組織する。

3 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表民生委員推薦会委員の項の次に次のように加える。

小牧市災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 15,000円
--------------------	------------